## 会 議 記 録

会議名称		杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 「各主体(大人)の役割検討部会」
日時		令和6年4月4日(木)18時30分~20時20分
場所		杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室
出席	委員名	髙木委員、谷村委員、増田委員、向井委員、曽山委員、板垣委員、 岡野委員、横山委員、若松委員、新藤委員、野村委員
者	事務局	子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部管理課長
傍聴者数		10 名
配付資料		<ul> <li>資料1 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会「各主体(大人)の役割検討部会」部会員及び事務局名簿・席次表</li> <li>資料2 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例</li> <li>資料3 子どもの権利の保障(ワークシート)</li> <li>資料番号なし 中瀬中学校異学年交流授業アンケート回答まとめ</li> </ul>
会論	義次第	<ul> <li>1 開会</li> <li>2 部会の設置及び部会長・委員の指名について</li> <li>3 議題及び報告事項等         <ul> <li>(1)部会の進め方について</li> <li>(2)テーマ「子どもの権利を保障するための「各主体(大人)の役割」とは」</li> <li>・子どもの権利を保障する者(各主体)の整理</li> <li>・子どもの権利の保障の内容</li> <li>・権利を保障する者(各主体)への支援</li> </ul> </li> <li>4 その他</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
野村	寸部会長	では、第2回目の部会ということでよろしくお願いします。
子。	ども家庭部理課長	お集まりいただきましてありがとうございます。 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会の第2回目の部会を開催さ せていただきます。 それでは資料の確認からさせていただきたいと思いますのでよろし
		それでは賃料の確認からさせていたださだいを思いますのでよろしくお願いいたします。 席上配布の資料として、まず、次第が1枚。続きまして資料1といたしまして、部会委員の名簿でございますが、前回の部会でお話しました通り審議会会長のご意向により、部会につきましてはその都度ご出席される方を部会員として指定するとなっておりますので、本日は名簿右側に丸印のついている方々が部会員ということになります。 名簿の裏面には当初予定していた席次がございますけれども、開会直前に会長とのご相談により、前回同様にグループワーク形式で進めたい

ということで、このような席にさせていただきましたのでご了承ください。

続きまして資料2としまして審議会条例、こちらは部会の設置根拠となる条文のところに点線で囲いをしておりますのでご確認ください。

資料3、A3版の見開きで子どもの権利の保障となっておりますが、 こちらを元に本日皆様方にご議論いただきます。後ほど会長からお話が あろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから議論の参考にということで、次第には特に記載しておりませんが、前回の第5回審議会資料で、第1回の部会で議論した「子どもの権利」についてまとめていただいた、資料4と記載のある両面印刷の資料です。

それから大きなクリップ留めになっております資料です。こちらは昨年度末に行いました区立中瀬中学校での異学年交流授業の際の子どもたちからのアンケートの集計結果がまとまりましたので、詳細につきましては次回の審議会でご報告をさせていただきたいと思うのですけれども、多くの生徒の皆さんがご参加くださいましたので、今日お越しくださいました皆様方にはお渡しさしていただいて、事前にお目通しをしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

不足している資料はございませんでしょうか。

加えて、部会に参加される皆様方にご持参いただきたいということで、第4回目の審議会で配布させていただいた皆様方からお出ししていただいた事前課題意見シート「子どもの権利を保障するための各主体の役割」をまとめたもので4回目の資料番号では4の2とふられているもの、それから第3回審議会で配布した各自治体、豊田市、川崎市等々の、条例の写しをお願いしておりましたけれども、お持ちでない方はいらっしゃいますか。資料の確認は以上でございます。

## 野村部会長

皆さん、お忙しいところありがとうございます。

子どもワークショップシーズン1が、この前の3月30日に区長の前で取組報告をしたということで予定回が終わりましたが、シーズン2が重なる形で3月末から始まっていて、第2回目が今度4月の21日に行われることになっているので、ここで特に「子どもの権利」について審議会でまとめたものを子ども達の前に提示しようかなというふうに思っているというところです。

ということで、ここ(部会)で、或いは部会だけではなくて本会議で 議論したことを、子どもとのやりとりの中でうまく確定していくことが できればと思っている次第です。

今日の部会では子どもの権利保障、特に大人の役割ということで、少 し皆様にお知恵をいただければと思っています。

A3の資料3という見開きのワークシートとなっている資料がありますが、今日やるべきことは、子どもの権利を保障するものがどういうものかということの整理と、それから子どもの権利保障の内容、大人がどういうことをどういう関わりどういう保障するのかということですね。

それから、権利を保障するものへの支援というふうに書いておきましたけど、まず子どもの権利を保障するものということで、右側のワークシートを見ていただければと思いますが、家庭、それから育ち学ぶ施設、地域、区としました。とりあえずこんなものかと思って出させていただいておりますので、これ以外に何かあれば出していただければと思いま

ワークシートは、最初は○○における子どもの権利保障と書いていた のですが、区の所で、区における子どもの権利保障ということになると 意味がわからなくなってきたので、子どもの権利保障と○○というふう に表現を整理しました。 それぞれ今日やっていただくこととしては、子どもの権利を保障する にあたって、家庭ではどういうことをすればよいのか、或いは育ち学ぶ 施設では、或いは地域では、或いは区はどういうことをすればよいのか ということを、皆さんの話し合いの中で、まずランダムに挙げていって いただければと思います。 加えて、例えば家庭であれば、家庭が子どもの権利保障の場になる場 面があると思うのですけれども、同時にその家庭に対しての支援が必要 だということもあると思いますので、家庭に対してどういう支援をした らよいのか、或いは育ち学ぶ施設や地域において子どもの権利保障する のだけれども、育ち学ぶ施設や地域に対してどういう支援をすればよい のかということを考えていただければというふうに思っております。区 については区への支援は多分ないと思いますので、子どもの権利保障の 内容として、盛り込むものという項目だけにしてあります。 それぞれの支援の部分は、最終的に区はどういう支援をする、しなけ ればならないというような話になっていくかなということで、「区は」、 と区を主語にしていいかもしれないというふうに書いてあるというこ とです。 最初は単語だけ、単語というか短いフレーズで構わないのでそのワー クシートに、いろいろご意見を出し合いながら、それぞれ書いていただ いて、最終的には机の上にある模造紙に「家庭」、「育ち学ぶ施設」を1 枚、それから「地域」と「区」を模造紙の1枚ということで、少し大き めに書いていただいたものを貼って、皆さんでちょっと議論できればと いうふうに思っています。 では、少し時間をとりたいと思います。他の自治体の条例は、いいと こ取りをしないという意味で最初はあまり見ずにやっていただいて、例 えば家庭では子どもの権利保障をするにあたって、何が必要か、とか家 庭はこういうふうにしなきゃいけない、というようなそのような意味合 いで少し上げていっていただければというふうに思います。 家庭と同様に育ち施設、地域、或いは区ということで、とりあえずそ の4つについて意見交換をしながら、このワークシートにメモ書きして いただいて、その後で他の自治体の条例も見ながら、模造紙に書いてい っていただくという作業ができればというふうに思います。 それが出来上がったところで貼り出してみて、皆さん、それぞれの班 でいろいろな意見が出ると思いますので、少し議論ができればというふ うに思います。 事前課題意見シートでは「事業者」というのがあったのですが、抜い 曽山委員 てしまっていいのかなと思うのですが。 \_\_\_\_\_ なるほど。それでは「5」として「事業者」を入れましょう。ありが 野村部会長 とうございます。 聞き洩らしたかもしれないのですが、ワークシートに自分で書いたら 新藤委員 付箋に書いて模造紙に貼るのでしょうか。 付箋には書かずに、ワークシートに書いて体裁が整ったものを模造紙 野村部会長 1枚に2項目ぐらいで書いてください。

新藤委員	わかりました。
野村部会長	とりあえず手持ちのワークシートにメモをしていっていただいて、20
MINAX	分くらい経ったら他の自治体の条例も見ながら模造紙に書いていって
	みるというふうにしたいと思います。
~3グループ	に分かれて個人ワーク、その後グループワーク~
野村部会長	前回の審議会で議論した「子どもの権利」を保障する、対応する形で
	もあるので、子どもの権利についても少し念頭に置いていただいてと思
	います。そろそろ 30 分ぐらい経ちましたので、他の自治体の書き方な
	ども参考にしながら、模造紙に大きく書いていってみていただいて。
~引き続きグ	ループワーク~
新藤委員	学校はどこに入りますか。
野村部会長	学校は「育ち学ぶ施設」です。「区」は区役所、区の行政と思ってもら
	えれば。なので、教育委員会も「区」に入ります。
	また、事業者と地域は区別しにくいところもありますが、どちらかに
<b>→</b> 1.2.41.2.33	してもらってと思います。
	ループワーク、完成した模造紙はホワイトボードに掲示~
野村部会長	(掲示された模造紙を見て) ちょっといいですかね。
	ここに「愛情を持って育てる」と書かれています。愛情を持って育て
	るのに越したことはないのだけれども、親の方の義務として「愛情を持
	って育てる」ということになると、「溺愛」や「愛のムチ」だとか、いろ
	いろな愛情表現がありますよね。
	一方で子どもの権利の方では「家庭環境の中で愛情と理解を持って育
	まれます」と書かれているので、逆にこれを保障するためにどういうふ
	うに表現するのかというのは少し工夫が必要かもしれませんね。
	親の方の理解の「愛情」に委ねてしまうと、「愛のムチ」とか、これは
	愛情だと言って虐待をしてみたり、愛情の裏返しで体罰などということ   にょ 繋が、 ていく トミカヤチに カーていくので、 スドナの佐利 にして書
	にも繋がっていくようなお話になっていくので、子どもの権利として書いてあるのはいいけれども、ここでは少し工夫が必要かもしれません。
	そういうことで権利を保障するという意味で、ここに何を書くのかと
	いうことであるので、そのような観点から他の自治体の書き方も見てい
	ただいて、少し修正を加えていっていただければと思います。
	愛情がいけないというわけではなくて、子どもの権利として愛情はあ
	っていいのだけれど、親の方にもっぱら委ねてしまうと、いろいろな愛
	情表現があって、それ自体が問題になることがあるということはご存知
	のとおりだと思いますので。
	そして、単に権利の裏側の表現だと単なるトートロジー(同語反復)
	になってしまうので、工夫する必要があります。
~グループワ	ークの後、各グループが掲示した模造紙をお互いに見たり、他自治体の
条例等と見	比べて補記する箇所があれば赤色のペンで加筆~
野村部会長	さて、お互いに見ていただいたでしょうか。
	当初予定していたよりも、皆さんがたくさん書いていただいて、これ
	はどうやってまとめたらいいのだろうかとか、最初から他の自治体の条
	例見てもいいとした方がよかっただろうかなど、いろいろ考えるところ
	はありますけども、皆さんいろいろと想像力を膨らませながら書いてい
	ただいてありがとうございました。
	最初の予定では、これを見ながら少し議論しようかと思っていたので
	すけれども、議論するにはちょっとたくさんありすぎるので、まとめて

	野にしているよ人が(戸が入))。より、一ヤンより、している。 しゅい
	一覧にして次の本会議(審議会)に向けて考えをまとめてみたいと思い
****	ます。何か気づいたことや質問、疑問に感じたことなどありますか。
新藤委員	このグループで話題になっていたのが、今のところ権利を保障する主
	体が5つに分かれていたと思うのですが、何と言うか、分けにくい部分
	や重なる部分、例えば施設と事業者が重なっていたり、あと区でも例え
	ば学校は施設に含まれるのかな、という話をしていました。
	やっぱり区の影響といいますか、区立学校とかもたくさんあるので、
	その辺が分けにくいという話をしました。
	あとは事業者についてもいろいろな意見がありました。親が働いてい
	る会社みたいなイメージもありつつ、私が最初にイメージしたベビーシ
	ッターさんとか、子どもに関係する事業やサービス、福祉サービスの事
	業者とか塾とか思い浮かべたりして、イメージが結構幅広で、どの辺を
	つかもうか、みたいなところに迷いました。
野村部会長	施設については、これは「育ち学ぶ施設」とは何かということを定義
	しなければいけないと思うのです。
	「育ち学ぶ施設」の中には「学校教育施設」というのは入ってくるもの
	なので、公立学校などは「区」に入るのではなくて、「育ち学ぶ施設」に
	入るのだと思います。
	あと児童福祉法上の例えば施設、それから子ども・子育て支援法に基
	づく施設かな。
新藤副会長	子育て支援センターなどですか。
野村部会長	いや、センターは「区」ですかね。「育ち学ぶ施設」は幼稚園、保育園、
	認定子供園などであるとか、学校教育法上の教育施設や児童養護施設。
谷村委員	子ども食堂はどうですか。
野村部会長	子ども食堂を「育ち学ぶ施設」にそれを入れるのかっていうのは、確
	かに微妙なところではありますよね。多分事業者であるとか地域に分類
	されるものかもしれないです。
	いずれにせよ、この「育ち学ぶ施設」については、各自治体の条例で
	定義されていると思うので、その定義に従うことになるのかなと思いま
	す。
	確かに事業者のイメージの範囲というのは結構広くて、例えば保護者
	が勤めている事業者ということであれば、先ほど議論になったように、
	ワークライフバランスの問題であるとか、事業所内保育の問題などがあ
	るかもしれないけども、地域にあるお店屋さんだとか商店だとかってい
	うことになると、それを事業者なのか、地域なのかっていうことはちょ
	っと微妙なところですよね。確かにご指摘の通りかなというふうに思っ
	たりもしますので、その意味ではどちらかに入れるしかないのかなと思
	います。
	いろいろ書いていただいたのでまた頑張って整理しようかなと思い
	ます。他にありますか。
髙木委員	その事業者もそうですし、家庭にしても、私どもみたいな里親ですと
	か、あとグループホームですとか、それは「家庭」に入れてもいいのか
	なと思うのだけど、児童養護施設はどちらかというと「育ち学ぶ施設」
	なのかなと思います。
野村部会長	そうですね、わかります。
1	
	同じ「社会的養護」というくくりであるかもしれないけども、児童養

	The state of the s
	ホームというのは「家庭」として考えてもいいんじゃないか、というこ
	とですよね。
若松委員	そういうことは、ここに入りますという細かい定義というか、区分け
	というのは、逆に今必要なのかどうか、というのはちょっと思ったんで
	すけれども。
	その他のところでも、どこかでうたっているんですか。
野村部会長	「育ち学ぶ施設」については、定義をしているところが結構あると思
	いますが、「家庭」の定義はないかなと思います。
	「地域」の定義もないから「育ち学ぶ施設」だけ多分定義があるという
	ふうに思います。
若松委員	それでもやっぱり何か理由というか「学校が」とか、何となくそこは
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	区分けをして考えたいという趣旨のことを作られているという解釈で
m2구구구4	しようか。
野村部会長	そうですね細かく言えば例えば「学校は」とか、「保育所は」とか、「認
	定子供園は」というふうにすることになるのだけれども、それは条例上、
	区分のし過ぎになるので、「育ち学ぶ施設」ということでくくったらど
	うか、ということを川崎でやったんですね。
	その「育ち学ぶ施設」というのは、条例も法なので法の概念として何
	なのかっていうことが問題になったので、「育ち学ぶ施設とは」という
	定義を多分入れていると思います。
	この前の審議会で法務担当がこれから関わりを持ってくるという話
	がありましたけれども、「育ち学ぶ施設」という新しい概念について、こ
	れは何なのかと言われた時に、これはこういうことですと示していくこ
	とになります。
	でも「家庭」は、と言った時にそれほど定義は必要ないんだと思いま
	すが、ただ先ほどご指摘のあった通り、里親を含むのか、グループホー
	ムを含むのかっていうようなことは、考えておいた方がいいかなと思い
	ます。
	- ただ、条例の中の定義で書くのか、或いは条例の解説のようなところ
	で書くのか、ということは議論があるかなというふうに思います。
	なので、定義をしないといけないようなもの、というのが中にはある
	かもしれないので、それは条例上定義をしていくということです。
	他の自治体の条例、川崎は多分定義をしていたかなと思いますが、他の自治体の条例、川崎は多分定義をしていたかなと思いますが、他の自治体では、京都などので、後ろごれ来にしていた。
	の自治体でも定義をしているところがあるので、後でご参考にしていた
	だければと思います。
	他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
	それでは、出していただいたものを集約させていただいて、まとめて、
	次回の本会議(審議会)の方に出したいと思います。
	ということで、結構いい時間になりましたので、このあたりで締めた
	いと思いますが、部会での作業の間、傍聴方が作業を眺めておられるだ
	けではと思いましたので、傍聴の方にもワークシートにいろいろ書いて
	いただいて出していただきました。それも少し参考にさせていただい
	て、次回の議論にしたいと思います。
	私の方からは以上です。
子ども家庭部	それでは皆さんどうもありがとうございました。
管理課長	今、部会長からお話のありました通り、次回の審議会でまとめたもの
	を改めてお示しをさせていただいてご議論をしていただきたいと思い
	ます。
L	

次回は第6回の審議会となりまして、5月7日火曜日の午後6時30分から第4会議室になりますので、ご予定をよろしくお願いいたします。